



▶ 今回のお知らせ版掲載一覧



1ページ ・新型コロナウイルス感染症について



1ページ ・産婦人科オンライン・小児科オンライン お盆休みの無料相談について

2ページ ・買物交流バス運行のお知らせ

・診療所からのお知らせ

3ページ ・犬の適正飼育について



4ページ ・令和6年度 昭和村敬老会について

・生涯学習講座「じゃらんかけレジンチャーム作り教室」開催



5ページ ・村営住宅(戸建て)入居者募集



6ページ ・弁護士相談会開催のお知らせ



新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染者数が増加しています。引き続き、換気や手洗いなど基本的な感染対策の徹底をお願いします。

●基本的感染対策の有効性

・これまで行ってきた基本的感染対策を引き続きお願いいたします。

・今後も気を緩めることなく、感染防止対策を行いましょう。

●昭和村国民健康保険診療所の診療体制について

・発熱等により国保診療所を受診する際には、今までどおり事前に電話(57-2255)でご相談の上、診療所職員の指示に従い受診してください。



産婦人科オンライン・小児科オンライン お盆休みの無料相談について

産婦人科・小児科オンラインでは、お盆休みも小児科医・産婦人科医・助産師にスマートフォンで無料相談をすることができます。

帰省先や旅行先でのトラブルや、夏ならではの気になる症状など、いつもの病院が休診中でも、オンライン相談なら利用できます。ぜひご活用ください。詳しくは添付のチラシをご確認ください。

相談の種類	時間	休み
いつでも相談	24時間受付	お盆休みも無休
夜間相談	18時～22時	8/10～8/12
日中助産師相談	13時～17時	8/10～8/13、 8/15

☎ 保健福祉課 ☎ 57-2645

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



買物交流バス運行のお知らせ

村内の商店や役場、金融機関などをめぐります。

職員がバスの乗降やお買い物のお手伝いもいたしますので、お一人での買い物が不安な方もお気軽にお申込みください。ご利用は無料です。

● 運行日と対象地区

1. 令和6年8月20日(火)

(佐倉・喰丸・両原・大芦・小野川にお住いの方対象)

2. 令和6年8月23日(金)

(松山・野尻・中向・下中津川・小中津川にお住まいの方対象)

※午前9時～正午までの運行となります。

● お申込み

運行日の約一週間前までに**昭和村社会福祉協議会(電話57-2655)**までお申込みください。

後日、迎えの時間をご連絡いたします。

【主催】昭和村社会福祉協議会

【協力】昭和村民生児童委員協議会

【後援】昭和村、昭和村商工会、NPO 苧麻倶楽部

☎ 昭和村社会福祉協議会 ☎ 57-2655

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



診療所からのお知らせ

直近の診療日をご案内いたします。

○内科は毎週水曜日が一般外来休診日です。
(検査・昭和ホーム回診・往診日、急患応相談)

○歯科は完全予約診療です。
(急患応相談、事前にお電話ください。)

○昭和村診療所においては感染拡大防止のため、
当面の間、従来通りの感染症対策を行います。

来所の際は自宅で体温を測っていただき、**マスク**を着用願います。

発熱等の症状がある場合には、来所する前に(家族も含む)、まずお電話
でご相談ください。(57-2255)

○土日祝日は休診日です。休日・時間外の受診・
相談は極力控え、診察日・診察時間内に受診しま
しょう。

※8月13日～16日は、診療所休診となります。

●お薬の残薬をご確認の上、早めの受診をお願いします。

月日	内科	歯科	バス
8月7日(水)	午前休診	午前休診	
8日(木)	○	○	松山～野尻
9日(金)	○	○	大芦
12日(月)	祝日	祝日	振替休日
13日(火)	休診	休診	
14日(水)	休診	休診	
15日(木)	休診	休診	
16日(金)	休診	休診	
19日(月)	○	○	下中津川
20日(火)	○	○	小中津川～両原、小野川
21日(水)	検査日	○	
22日(木)	○	○	松山～野尻
23日(金)	○	○	大芦
26日(月)	○	○	下中津川
27日(火)	○	○	小中津川～両原、小野川

○内科 午前9:00～11:15(受付)

※午後診察分の受付も行っております。
午後2:00～ 4:00(受付)

○歯科 午前9:00～11:30 / 午後 1:30～4:00

※医師の診療を受けずに薬のみを処方することは
法律上出来なくなっております。

☎ 診療所 ☎ 57-2255



飼い主の皆様へ

犬の適正飼育について

飼い主やこれから犬を飼育する方へお願いしたいことを下記にとりまとめましたのでご確認ください。

1. 犬の登録と狂犬病の予防注射

飼い主には、犬の「登録」と「狂犬病の予防注射」が義務付けられていますので保健福祉課までご相談ください。

●登録をしてください

登録をすると「鑑札」を交付します。

●狂犬病予防注射は毎年1回受けさせてください

「注射済票」を交付します。

●「鑑札」と「注射済票」を首輪などに装着してください

●飼い犬が死亡したり、所在地や所有者に変更があったときは、登録を行った市町村役場への届出が必要です。

2. 犬はつないで飼いましょう

●犬の散歩は、引き綱を付けて行ないましょう。

●リードや首輪の点検を定期的に行いましょう。(けい留器具の破損による逸走(脱走)が多くなっています。)

●長いリードでつなぎ止めておく場合には、危害を加える恐れがない距離を確保しましょう。

3. 環境美化に努めましょう

「ふん」の始末は飼い主の義務です。

●公共の場所や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。

●犬小屋の周りは常に清潔にして、ハエなどの衛生害虫や悪臭の発生を防ぎましょう。

4. 不妊去勢手術等により繁殖制限をしましょう

●性的欲求によるストレスがなくなり、問題行動を防ぐことができます。

●病気の予防になるので、平均寿命が延びます。

5. 犬の「しつけ」をしましょう

●犬の本能や習性をよく理解して飼いましょう。

●犬に適切な「しつけ」をすることで、飼い主に従順になり、無駄吠えや甘噛み等の問題行動が減少します。

6. 所有明示をしましょう

突然の災害や逸走(脱走)に備え、日頃から飼い主を特定するための身元表示をしましょう。

●狂犬病予防法により、鑑札・注射済票を着けておくことが義務付けられています。

●飼い主の連絡先を書いた迷子札やマイクロチップを装着する方法も有効です。

問 保健福祉課 ☎ 57-2645

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



令和6年度

昭和村敬老会について

昭和村敬老会を下記のとおり開催いたします。
70歳以上の方に敬老会招待状を送付しておりますので参加を希望される方は、**お弁当の手配及び送迎バス準備の都合上、8月22日(木)までに**保健福祉課(電話 57-2645)までご連絡ください。

- 日時：9月14日(土) 午前10時から
- 会場：昭和村公民館
- 内容：1 開会
2 村長あいさつ
3 敬老記念品贈呈
4 金婚夫婦表彰
5 来賓祝辞
6 来賓紹介及び祝電披露
7 謝辞
8 アトラクション
・わらべの会(コーラス)
・講談(神田 織音)
9 閉会

☎ 保健福祉課 ☎ 57-2645



生涯学習講座「じゃらんかけ レジンチャーム作り教室」開催

会津本郷焼きの昔のカケラ(じゃらんかけ)で、レジンチャームを作ってみませんか!お気に入りの模様、形を見つけてカケラを宝物に生まれ変わらせましょう。



- 日時 令和6年9月14日(土)
14:00 ~ 15:00 頃
- 場所 昭和村公民館 1階調理室
- 講師 TESORO.accessory 渡部未来さん
- 内容 じゃらんかけで作る
レジンチャームづくり
- 参加費 1,000円(材料費)
- 申込方法 9月4日(水)までにお電話等で昭和村公民館へお申し込みください。村HPまたは村公式LINEからもお申し込みできます。

☎ 教育委員会 ☎ 57-2114



▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



村営住宅（戸建て）入居者募集

次のとおり、村営住宅（戸建て住宅）の入居者を公募しますので、入居を希望される方は、期日までに役場産業建設課建設係までお申し込み下さい。

● 入居募集住宅

- ・9号棟
住所：昭和村大字下中津川字住吉1番地
- ・10号棟
住所：昭和村大字下中津川字住吉1番地

● 住宅の構造等

9号棟及び10号棟（2戸とも同じ構造）
平成12年度建築木造平屋、床面積 71.22㎡

● 家賃及び敷金

家賃 入居者の収入により異なります
敷金 家賃3ヶ月分

● 入居予定日

令和6年9月上旬以降

● 入居者の資格

- (1) 現に同居し又は同居しようとする親族（婚約者等を含む。）がある方。ただし、単身者にあつては公営住宅法令又は村営住宅管理条例に定める特別な事由に該当する方。
- (2) 村内に住所又は勤務場所を有する方で、村税等の滞納をしていない方。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな方
- (4) 扶養等控除後の入居世帯員の合計所得額が月額15万8千円以下の方。ただし、入居者が60歳以上でかつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合等法令等に定める特別な事由に該当する方については、月額21万4千円以下である方。

● 入居申込必要書類

- (1) 住宅入居申込書（用紙は役場産業建設課建設係にあります。）
- (2) 本人及び入居予定同居親族（婚約者を含む）について、市町村長発行の前年の所得証明書。15歳以上全員とし、学生は在学証明書とする。前年の所得証明書の発行が受けられない場合にあつては、給与所得者については、前年の源泉徴収票と前々年の所得証明書。事業所得等については、前年の確定申告書等所得の収支を記載した明細書と前々年の所得証明書とする
- (3) 市町村長が発行する入居予定者全員の納税証明書
- (4) 入居予定者全員の住民票

● 申込締切日

令和6年8月23日（金）※午後5時必着

● 入居者の選考方法

入居の申込を受理した戸数が募集戸数を超える場合は、次の(1)～(6)に該当する者のうちから入居者を決定する。

ただし、これによりがたい場合は、公開抽選により入居者を決定する。

なお、今回の入居募集について、応募者が募集戸数に満たなかった場合は、随時受け付けます。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者。
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者、又は住宅がないため親族と同居することができない者。
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者。
- (4) 正当な事由による立退の要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者。
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者、又は、収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者。
- (6) 住宅に困窮していることが明らかな者。

☎ 産業建設課 建設係 ☎ 57-2123

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



昭和村社会福祉協議会より

弁護士相談会開催のお知らせ

昭和村社会福祉協議会では、令和6年度弁護士相談会を次の通り開催いたします。相談を希望される方は事前にお申し込みください。

なお、詳しくは、8月21日付けで全戸配布される「弁護士相談会の開催について」をご覧ください。

<弁護士相談会>

日時：令和6年9月13日(金)

午前10時から正午まで(2時間)

相談会場：すみれ荘 保健相談室

弁護士：山口 大輔 先生(会津若松市)

<お受けできる主な相談内容>

- ①離婚に関するお金や親権問題
- ②遺産相続に関わる問題
- ③交通事故の慰謝料や後遺障害等級の問題
- ④未払い残業代や不当解雇などの労働問題
- ⑤債務整理や過払い金返還請求
- ⑥高齢者や障がい者の権利擁護
- ⑦日常生活のトラブル など

<申し込み締め切り日>

令和6年9月5日(木)までに社会福祉協議会へお申し込みください。

なお、申し込み締め切り日までに、相談希望者がお一人もいらっしゃらない場合は、「中止」となりますのでご了承ください。

☎ 昭和村社会福祉協議会 ☎ 57-2655